

条例見直し箇所一覧

頁	条 項 号	修正箇所	内容
—	—	表紙	作成年月を修正する。
1	—	はじめに	最終改正年月日を今回の改正条例の施行日に修正する。
2	—	目次	今回の改正条例の付則の頁を追加する。
5	第2条第1号	解説	項目1のタイトルを「障害の意義」から「障害についての考え方」に改める。 項目1の内容について、障害の「社会モデル」を中心に解説し、「障害者」の定義はそれに基づいているとしていたものを、障害の「医学モデル」・「社会モデル」・「ICFモデル」の考え方が示されてきた経緯を解説し、「障害者」はそれを踏まえて定義しているというものに改める。
7		解説	項目6の内容について、女性と障害児を特別に扱う理由を分かりやすくするため、権利条約の全文を引用して解説を追記した。
11	第2条第6号	条文	虐待防止法で規定する虐待の5つのタイプのうち、経済的虐待にあたる行為が漏れているため、「経済的な不利益を生じさせる」を追記した。
11		解説	条文で例示列挙しているものの説明について、「特に件数が多い類型」から「障害を理由としてしばしば見られるもの」に改める。
12	第3条第2項	条文 (新規)	基本理念に、意思決定支援に関する内容を第2項として新たに規定した。 上記に伴い、第2項を第3項に繰り下げる 上記に伴い、第3項を第4項に繰り下げる
12		解説	第二段落中、「本人の意向とは関係なく施設や病院への入所等」を「本人の意向とは関係のない施設や病院への入所等」に改め、その後の「を強いられ」を削除する。 第三段落中、「積極的に」を「自らの意思により」に改め、「参加」を「社会参加」に改め、「・貢献」を削除し、「街」を「社会」に改める。
12		解説 (新規)	第五段落と第六段落の間に、意思決定支援に関する解説を新たに設けた。
15	第9条第1項	解説	第二段落中、「義務」の前に「法的な」を追記し、「で義務付けられている」及び「ことや」を削除し、カッコ内の「都条例」を削除し、「公布の日から3年以内に」を「令和6年4月1日」に改め、「義務化」を「同様の扱いと」に改める。
22	第12条第2項	条文	「必要な措置を講ずるものとする。」を「必要な措置を講じ、」に改め、「また、」を削除する。
23	第13条	解説	「特定相談」という名称に関する解説を追記した。
30	付則 (H30制定時)	解説	平成30年、制定時の付則を掲載している旨を追記。
30	付則第2項 (H30制定時)	解説	制定当時の状況を説明するような言い回しに修正した。
31	付則第2項 (R4改正時)	解説	令和4年、1回目の見直し時の状況を説明するような言い回しに修正し、令和6年4月の改正法施行に伴い2回目の見直しを行った旨を追記した。
	付則第1項 (新規)	条文	改正条例の施行日を規定する。
		解説	施行日についての解説を記載する。
	付則第2項 (新規)	条文	条例の見直しについて規定する。
		解説	差別解消法の見直し時期に鑑み、改正条例の施行後3年を目途に必要な応じて見直しを検討する旨を記載する。